

国保税は医療費の大切な財源です。保険証の切り替えは忘れずに行いましょう。納付が困難なときは、市役所の国保担当窓口早めに相談しましょう。

納税推進月間中の取り組み

夜間納税相談窓口の設置

納付推進月間中において次のとおり夜間納税相談窓口を設置します。

日時／納税推進月間中の

毎週火・木曜日の午後8時まで

場所／市役所本庁 国民健康保険課窓口

休日窓口の開庁

お仕事等で平日は納税相談や納付が困難な方のために日曜窓口を開設します

日時／納付推進月間中の日曜日

午前9時から午後5時まで

(指定日あり 詳しくは国保課まで)

お問い合わせください)

場所／市役所本庁 国民健康保険課窓口

みんなで支える 国保税

納めて安心 豊かなくらし

こえちゃダメ!!
納付期限と体脂肪
まもって健康 ゆいま～る!



介護保険は老後の安心を支えるみんなの制度です

なぜ介護保険が必要なのか?

現在、急速に高齢化が進んでいるため、今まで以上に介護を必要とする人が急増することが予想されています。また、少子化や核家族化、女性の社会進出などにより、介護をする人が減っていることや、平均寿命の伸びに伴う介護の長期化、重度化、介護する人自身の高齢化などにより、家族だけでの介護を行うことは困難になっています。そのため、自分自身や身近な人に介護が必要になったときに、安心して介護を受けることができるように、また、介護をする人の負担をできるだけ軽減できるように、介護にかかる費用を社会全体で公平にまかなう制度として介護保険制度ができました。

年金受給者の介護保険料の納付方法は?



年金受給者の納付方法は年金を受け取っている額によって特別徴収と普通徴収の2通りに分かります。納付方法は、1年間で受け取る年金額によって決まるため、本人の意思で選択することはできません。1年間で受け取る年金額が18万円以上の方は特別徴収となり、年金から天引きになります。ただし次の項目に1つでも該当する方は納付書で納める普通徴収となります。

- ① 年度の途中で65歳になった方
- ② 年度の途中で他の市町村から転入してきた方
- ③ 年度の途中で所得の変更があった方
- ④ 現況届けの提出が遅れた方
- ⑤ 年金を担保に借入れを行った方
- ⑥ 1年間で受け取る年金額が18万円未満の方